第三章　特別顧問

第三十五条　［略］

第四章　雑則

第三十六条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、本省の内部部局にあっては官房長又は各局長が法務大臣の承認を受けて定め、出入国在留管理庁にあっては出入国在留管理庁長官が定める。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十一条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（支局の課） **第四十八条**　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。 2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第二十条に定める事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 3　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百三十四人以内を置く。 ［2・3　略］ **附　則** ［1～3　略］ 4　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三十九人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［略］ **別表第二**（第四十八条関係） 所轄／法務局／地方法務局／支局の名称 ［略］／［略］	（支局の課） **第四十八条**　東京法務局八王子支局、同府中支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。 2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第二十条に定める事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。 3　東京法務局八王子支局、同府中支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。 （統括登記官の定数、配置及び職務） **第五十一条**　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百二十八人以内を置く。 ［2・3　同上］ **附　則** ［1～3　同上］ 4　第五十二条第一項の表示登記専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三十九人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。 5　［同上］ **別表第二**（第四十八条関係） 所轄／法務局／地方法務局／支局の名称 ［同上］／［同上］

第三章　［同上］

第三十四条　［同上］

第四章　［同上］

第三十五条　この省令に定めるもののほか、本省の内部部局の事務分掌その他組織の細目は、官房長又は各局長が法務大臣の承認を受けて定める。